

食肉流通標準化システム協議会

令和7年度定時総会・全体会次第

日 時：令和7年6月27日（金）14時30分～

場 所：日本ハム株式会社 東京支社 11階AB会議室（オンライン併用）
東京都品川区大崎2丁目1番1号 ThinkPark Tower

I 定時総会（14：30～15：00）

1 開会

2 挨拶

3 議事

第1号議案 令和6年度活動報告に関する件

第2号議案 令和7年度活動計画に関する件

4 閉会

II 全体会

1 講演①（15：15～15：55）

「和牛肉の流通経費の構造を知る」

－「食肉流通段階別経費調査報告書」から－

公益財団法人 日本食肉流通センター 専務理事 小林 博行

2 紹介（16：00～16：10）

「牛・豚コーマーシャル規格書・紹介動画の刷新」

公益財団法人 日本食肉流通センター 情報部長 安藤 松太郎

3 講演②（16：10～16：50）

「物価上昇下の食肉販売と物流2024年問題への業界の取組を追う」

公益財団法人 日本食肉流通センター 情報部長 安藤 松太郎

令和6年度 活動報告（案）

【主な活動内容】

- 1 流通ビジネスメッセージ標準（流通BMS）の標準化対応
以下の流通システム標準普及推進協議会の総会、部会等により下記メンバーが参加し標準化の検討・維持・普及推進に取り組んだ。
①総会：事務局（日本食肉流通センター）
②メッセージメンテナンス部会：スターゼン株式会社
③同部会・未対応業務（値引等）標準化検討ワーキンググループ：スターゼン株式会社
④導入支援部会：JA全農ミートフーズ株式会社
- 2 食肉標準物流バーコードの普及・標準化の推進
本協議会の活動状況を事務局のホームページに掲載するなどの取組を行った。
- 3 食肉流通におけるRFID（電子タグ）の活用方法について
①2011年度の実証実験の再確認を行いつつ、改めて情報収集を行い再評価を行った。
②タグ単価等の課題があるため、実用化のための情報標準化まで行う段階でないことを確認し、引き続き情報収集に努めることとした。（別紙参照）
- 4 2次元バーコード（QRコード）の活用検討について
①食肉で使用する場合に想定される課題等について、意見交換を行った。
②検討を進める上での論点について、意見交換を行った。（別紙参照）

【会議の開催】

開催日	開催内容
① 令和6年6月17日	定時総会 ①令和5年度活動報告 ②令和6年度活動計画 全体会 ①講演1：食肉メーカーから見る「牛肉カット規格」の現状と今後の課題について（伊藤ハム米久ホールディングス） ②講演2：食肉処理施設が抱える課題について（JA全農ミートフーズ）
② 令和6年11月28日	第1回幹事企業会 ①流通BMS対応状況について ②RFIDタグの活用検討について
③ 令和7年3月6日	第2回幹事企業会 ①2次元バーコード（QRコード）の活用検討について ②令和7年度活動計画について

(別紙)

1 RFID の検討報告（令和 6 年度第 1 回幹事企業会（11/28）概要から）

- (1) 食肉流通、特に産地からのボックスミートの流通において、RFID（電子タグ）の活用について平成 23 年に実証実験を実施したが、その後、他業種で普及が著しいことから、再度情報を収集し、活用に向けた再評価を行ってきた。

この結果、現時点では、タグ単価がボックスミートでの活用に耐えられるものとなっていないことに加え、読取りゲートの設備投資、読取り漏れ等の問題があるため、実用化のための情報標準化まで行う段階でないことを確認した。今後は、引き続き情報収集に努めることとなった。

- (2) 食肉標準物流バーコードである一次元のバーコードでは、データ量に限りがあり賞味期限等の情報が入らない等の問題を解決するため、RFID に代えて、2 次元バーコード（QR コード）の活用の可能性について検討することとなった。

2 2 次元バーコードの活用検討報告（令和 6 年度第 2 回幹事企業会（3/6）概要から）

- (1) 2 次元バーコードの規格・仕様、検証事例及び食肉で使用する場合に想定される課題について報告があり、意見交換を行った。

【QR コードの主な特徴について報告】

- ・ 2 次元バーコードの主な種類は 5 つあるが、有力な候補は QR コードモデル 1・モデル 2。
- ・ QR コードでは 40 バージョンが設定されていて、データ量が増えるとサイズが大きくなる。
- ・ 汚れ、破損時でも読み取る「誤り訂正能力」があるが、レベルが高くなるほどデータ量が減少する。
- ・ 現状に比べデータ量が大きいことが最大のメリットであり、読み取り時間で大きなメリットがあるわけではない。
- ・ 固定カメラによる一括読取りは、読み取れないコードがあったときの補正に時間を要するデメリットが大きい。
- ・ 先行するキャッシュレス業界では、QR コードの統一規格を定めていて参考となる。

- (2) 検討する上での論点としては、現状インフラがない中で導入する費用対効果はあるか、目的をどう考えるか、どこまでを対象とするのか等の基本事項について共通認識を持つ必要がある。その整理ができた上で、標準化に進むかを判断することとなるが、技術的な問題として、対象とする情報、データ量、誤り訂正レベルなどの仕様に加えて、箱への貼付の仕方などを多くの検討項目がある。

- (3) 今後は、意見交換した項目について各社持ち帰り、現場の意見も聴きながら考え方を報告することとした。

令和7年度 活動計画(案)

1 活動方針・内容

食肉の加工・保管・販売・配送に関連するシステムの標準化事項について、技術動向の把握に努め、標準化について協議するとともに、他団体から標準化事項の検討要請があった場合には、併せて検討を行う。また、当協議会の活動について、広報を行う。

具体的には、流通BMSの標準化対応として、流通システム標準普及推進協議会の総会及び関係部会に参加しつつ、2次元バーコードの活用等について検討を進める。

2 会議の開催

開催時期	開催内容
① 令和7年6月	定時総会及び全体会
② 令和7年11月	幹事企業会：協議課題の確認と協議、最新動向の把握
③ 令和8年2月	幹事企業会：協議状況の確認と協議、次年度活動計画

3 幹事企業（執行体制。五十音順）

- ① 伊藤ハム米久システム株式会社
- ② 伊藤ハム米久ホールディングス株式会社
- ③ JA全農ミートフーズ株式会社
- ④ スターゼン株式会社
- ⑤ 全国食肉センター協議会
- ⑥ 日本ハム株式会社
- ⑦ 日本ハムシステムソリューションズ株式会社
- ⑧ プリマハム株式会社
- ⑨ 公益財団法人日本食肉流通センター（事務局）

【流通BMSに関する部会等への参加】

- ① 流通システム標準普及推進協議会・総会
参加者：事務局（日本食肉流通センター）
- ② メッセージメンテナンス部会
参加者：スターゼン株式会社
- ③ 導入支援部会
参加者：JA全農ミートフーズ株式会社

(参考)

食肉流通標準化システム協議会規約

平成 18 年 5 月 29 日制定

平成 29 年 5 月 24 日改定

(目的)

第 1 条 食肉の加工、保管、販売及び配送に関連する業界の連携の下に、食肉流通におけるコンピュータ・システム関連事項の標準化に向けた対策を検討するとともに、業界相互間の情報の交換及び意志の疎通を図ることにより、食肉流通の改善及び合理化を推進することを目的とする。

(名称)

第 2 条 この協議会の名称は、食肉流通標準化システム協議会（以下「協議会」という。）とする。

(事務局)

第 3 条 協議会の事務局は、神奈川県川崎市川崎区東扇島 2 4 番地に所在する公益財団法人日本食肉流通センター（以下「センター」という。）内に置く。

(会員)

第 4 条 協議会は、第 1 条の目的に賛同する法人及び個人で組織する。

(必要経費の徴収)

第 5 条 協議会は、その運営に要する経費として、必要額を関係者から徴収するものとする。ただし、会費は、徴収しない。

(機関)

第 6 条 協議会には、次の機関を置く。

- (1) 総会
- (2) 全体会
- (3) 幹事企業会

(総会の性格)

第 7 条 総会は、協議会の最高決議機関とする。

(定時総会)

第 8 条 定時総会は、原則として毎年 1 回事務局が招集する。

(臨時総会)

第 9 条 臨時総会は、会員の要請により幹事企業会が必要と認めたときに事務局が招集する。

(総会の成立)

第 10 条 総会は、会員の 2 分の 1 以上の出席をもって成立する。

(議長)

第 11 条 総会の議長は、幹事企業会の互選により幹事企業会のメンバーが務める。

(議決)

第 12 条 総会の議決は、出席している会員の 2 分の 1 以上とし、可否が同数のときは、議長が決定する。

(全体会)

第13条 全体会においては、次の事項を行うものとする。

(1) 幹事企業会から提案のあった標準化等の協議と決定

(2) 最新動向をテーマとした研修

(幹事企業会)

第14条 幹事企業会は、標準化事項等の調査・検討、および、協議会の運営について協議し、必要なものについて、全体会へ提案する。

(幹事企業の選出)

第15条 幹事企業は、会員（事務局）からの推薦により、必要人数を選出し、総会にて承認を得る。

(規約に定めのない事項)

第16条 この規約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、幹事会にて協議して決定するものとする。

附 則

この規約は、総会で承認のあった日（平成29年5月24日）から施行する。